

豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）について （豊川市パートナーシップ宣誓制度の拡充）

1 目 的

婚姻制度を利用できないカップルとその家族の困難を軽減する一助とし、多様性を認め合う環境づくりをさらに進めることを目的とする。

2 制度概要

様々な事情により婚姻することができない、互いを人生のパートナーとして認め合う二人及びその子を始めとした近親者等が、家族と約した関係であることを宣誓し、市がその宣誓を受理したことを証明する制度。

3 現行制度との主な違い

- ・パートナーシップ宣誓制度の対象者に、異性カップル・事実婚を含める。
- ・その近親者等を含めたファミリーシップ宣誓制度に拡充する。
（イメージ図は別紙のとおり）

4 今後のスケジュール（令和6年度）

日程	内容
6月24日（月）	意見募集〆切
6月25日（火） ～6月28日（金）	内容調整
7月 1日（月）	豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度へ拡充（予定）

5 東三河4市の状況

豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市の4市

令和6年4月1日からファミリーシップ（事実婚含む）へ

※愛知県に同じ。県下29市町村（令和6年6月1日現在）

6 利用できる行政サービス一覧 （令和6年7月1日時点）

- ・ 放課後児童クラブの利用（子育て支援課）
 - ・ 住民票の続柄の選択（市民課）
 - ・ 墓園利用権承継許可申請（環境課）
 - ・ 市営住宅の入居資格（建築課）
 - ・ り災証明書の発行（消防本部予防課）
 - ・ 救急搬送証明書の交付（消防署本署救急担当）
- （各行政サービスの詳細は、裏面「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入により利用可能となる行政サービス一覧表」のとおり）

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入により利用可能となる行政サービス一覧表」

制度・サービス名	概要・利用方法	担当部署
放課後児童クラブの利用	・パートナーの子の保護者として利用申込できる。 ・パートナーの子の保護者として送迎できる。	子ども健康部 子育て支援課
住民票の続柄の選択	パートナーシップ及びファミリーシップにある方は、住民票の世帯主との続柄を「縁故者」とすることができる。	市民部 市民課
墓園利用権承継許可申請	パートナーシップ及びファミリーシップにある方は、豊川市墓園管理規則第 10 条に規定する豊川市墓園利用権承継許可申請において、「利用者との続き柄を証明する書類」として受領証カードの写し等を添付することで、承継人となることができる。	産業環境部 環境課
市営住宅の入居資格	市営住宅の入居資格を具備するものとする。	建設部 建築課
り災証明書の発行	パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓をされた方（近親者含む）を契約者の親族として取扱うこととし、り災証明書を発行する。	消防本部 予防課
救急搬送証明書の交付	パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓をされた方（近親者含む）を親族として取扱うこととし、証明書を交付する。	消防署本署 救急担当

※宣誓書受領証等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合があります。